令和3年4月16日 株式会社 但馬銀行

保険新商品の取扱開始について

当行では、お客さまの幅広いニーズにお応えするため令和3年4月16日(金)から、下記のとおり新たな保険商品の取扱いを開始しますのでお知らせいたします。

記

一、保険新商品

保険種類	商品名	保険会社名
変額個人年金保険	<u>デュアルドリーム</u>	日本生命保険相互会社

※詳しくは「契約締結前交付書面(契約概要注意喚起情報)兼商品パンフレット」とあわせて「ご契約のしおり・約款」等をご覧ください。

保険商品に関する注意事項については、別紙にてご確認ください。

以 上

保険商品に関する注意事項

- ●生命保険は預金保険機構および投資者保護基金の保護の対象ではありません。
- ●生命保険は預金商品ではなく、元本の保証はありません。また、解約払戻金に払込保険料相当額の最低保証はなく、所定の解約控除が必要な場合や市場金利の変動等により払込保険料の合計額を下回ることがあります。
- ●ご契約前には『契約締結前交付書面(契約概要注意喚起情報)兼商品パンフレット』を必ずお読みいただき、内容を十分ご理解ください。ご契約時には『ご契約のしおり・約款』 (変額保険の場合は、これに加え『特別勘定のしおり』)を必ずご覧ください。
- ●生命保険は商品により、ご契約時の契約時費用のほか、一定期間内に解約された場合、解約控除(費用)が必要となる場合があります。また、据置期間中は保険関係費用、資産運用関係費用、年金管理費、外国為替手数料等がかかる場合があり、お客さまにご負担いただく手数料はこれらの合計額となります。なお、ご負担いただく手数料の項目、手数料率、計算方法等は各商品によって異なりますので、一律の算出方法等を表示することができません。
- ●外貨建て保険商品については、為替レートの変動により、お受取になる円換算後の保険金額がご契約時における円換算後の保険金額を下回ることや、お受取になる円換算後の保険金額が、既払込保険料を下回ることがあり、損失を生ずるおそれがあります。
- ●一部の商品については、国内外の株式や債券等で運用しているため、株価や債券価格の下落、市場金利の上昇、外国為替相場の変動等により、資産残高、解約払戻金等が払込保険料を下回ることがあります。
- ●法令上の規制により、お客さまのお勤め先や、ご融資のお申込み状況等によっては、生命 保険をお申込みいただけない場合があります。
- ●保険商品のお申込みの有無が当行とお客さまとの他のお取引に影響を与えることはありません。
- ●但馬銀行は、募集代理店として契約の媒介を行いますが、契約の相手方は引受生命保険会 社となります。
- ●引受生命保険会社が破綻した場合には、生命保険契約者保護機構により保護の措置が図られますが、ご契約の際にお約束した死亡給付金額・年金原資額等が削減される場合があります。
- ●クーリング・オフの対象でありますが、お申込みの撤回またはご契約の解除が出来る期間 に制限があります。
- ●ご加入の検討にあたっては、販売資格を持つ当行の募集人にご相談ください。

本件に関するお問い合わせ 0120-164-230 受付時間/平日 9:00~17:00 (ただし、銀行休業日を除く)